

和歌山市農水産業みらい創生事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多様な品目を生産する本市農水産業の特性を生かした経営モデルの創出、農水産業就業者の定着及び地域課題の解決を図るため、農水産業者等や中小企業者が取り組む、地元農林水産物等を使用した6次産業化、農商工連携、新販売形態の新規性の高い事業に対して、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、和歌山市補助金等交付規則（平成2年規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 農水産業者等 次のいずれかに該当する者をいう。

- ア 農業又は漁業を営む個人又は法人
- イ 農業者又は漁業者で構成される団体
- ウ 農業協同組合又は漁業協同組合

(2) 地元農林水産物等 市内で生産若しくは採取された農林水産物又はその事業過程で出る副産物若しくは廃棄物をいう。

(3) 6次産業化業事業 1次産業としての農水産業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出すため取り組む事業をいう。

(4) 農商工連携事業 中小企業者及び農水産業者等が連携し、それぞれの経営資源を有効に活用する事業をいう。

(5) 新販売形態事業 次のいずれかに該当する販売形態を支援する事業をいう。

- ア 自動又は無人販売
- イ 利便性を向上させた販売
- ウ ゲーム性を付与した販売
- エ その他新たな販売方法、販売体制

(補助金の対象事業等)

第3条 この要綱による補助対象事業、補助対象経費、採択基準、補助率及び補助対象者は、別表1に定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、国や県等の他の補助事業等の補助対象であるものは、補助対象としない。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、事業に着手する前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 農水産業みらい創生事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 収支予算書
- (3) 農水産業者等で規約が定められている場合、その規約及び構成員名簿
- (4) 補助対象経費の積算、内訳がわかる根拠書類
- (5) その他事業計画を説明するための補足資料

2 第1項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律

第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

- 3 市長は、補助金の交付を決定する場合において、別表3に規定する審査基準に基づく審査を行い、評価点の高い事業から順に、予算の範囲内で補助金の交付を決定するものとする。

(交付の条件)

第5条 市長は、補助金の交付の決定をする場合においては、規則第5条第1項各号に掲げる条件のほか、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る仕入控除税額が明らかでないため、消費税相当額を含めて申請した場合は、次の条件に従うこと。

ア 実績報告の提出前に、当該補助金に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告する。

イ 実績報告の提出後に、消費税の申告により当該補助金に係る仕入控除税額が確定した場合には、その金額(実績報告においてアにより減じた額を上回る部分の金額)について速やかに市長に報告するとともに、これを返還納付する。

- (2) 事業実施主体は、補助事業により取得した財産については、補助事業の完了した後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助事業の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。

(不交付の決定)

第6条 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、和歌山市農水産業みらい創生事業補助金不交付決定通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 規則第12条に規定する市長が別に定める書類は、和歌山市農水産業みらい創生事業補助金実績報告書(別記様式第3号)とする。

- 2 規則第12条の実績報告は、補助対象事業の完了した日が属する年度の3月31日までにしなければならない。

(事業後実績報告)

第8条 事業実施主体は、交付を受けた日が属する年度の翌年度から2年間、報告年度の翌年度の4月30日までに、事業後実績報告書(別記様式第4号)により市長に報告しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月28日から施行する。
2 この要綱は、令和10年3月31日限り、効力を失う。

別表 1（第 3 条関係）

補助対象事業	補助対象経費（詳細は別表 2 に定める）	補助率	補助対象者
6 次産業化事業	地元農林水産物等を使用する新規性の高い 新商品開発に伴う調査、加工委託及び加工 ・販売設備の整備に必要な経費	1 / 2 以内（限 度額 1 0 0 万円 ） ※実施期間内に 同一事業の補助 は 1 度限りとする。	市税等を完納している者のうち、以下に掲げるもの ・市内に居住する若しくは生産拠点のある農業又は漁 業を営む個人又は法人 ・農業者又は漁業者で構成される団体 ・市内にある農業協同組合又は漁業協同組合 ・市内の農水産業者等と連携する事業者
農商工連携事業	※新商品は、加工食品や飲食提供、食品以 外の加工商品、体験サービス等幅広く対象 とする。		
新販売形態事業	地元農林水産物等を商品又は景品とする自 動又は無人販売、利便性を向上させた販 売、ゲーム性を付与した販売等のための設 備の整備に必要な経費		市税等を完納している者のうち、以下に掲げるもの ・市内に居住する若しくは生産拠点のある農業又は漁 業を営む個人又は法人 ・農業者又は漁業者で構成される団体 ・市内にある農業協同組合又は漁業協同組合 ・市内に事業所のある事業者

別表 2

対象費目	経費内容等	備考欄
機器費・設備費	機器、設備等の購入又は設置に必要な経費	著しく汎用性の高いものは対象外とする。
使用料・賃借料	加工機器、設備等のリース・レンタル、事業実施のため会議室等の使用や借上げに対して必要な経費	・以前から賃貸契約を結んでいるものは対象外とする。 ・複数年度契約の場合、1年以内分を対象とする。
消耗品費	各種事務用品、試食用資材（紙皿、楊枝、調味料等）、包装資材等の消耗資材、用具、加工食品の原材料等の購入に必要な経費	・以前から購入している販売等に係る消耗品の購入は対象外とする。 ・複数年使用分の購入の場合、1年間の使用量分以内を対象とする。
印刷製本費	パンフレット等の商品 P R 資料、レシピ、アンケート用紙等の印刷やポスター等の作成を行うために必要な経費	・ブランドマークシールやラベルの作成・印刷に要する経費を含む。
広告宣伝費	展示会等の出展料や会場装飾費、商品 P R の広告等を行うために必要な経費	
委託費	特殊な知識等を必要とする場合、その事業を遂行する能力を有する第三者に事業の一部を委託するために必要な経費。また、事業実施のため、それだけでは本事業の成果とはなり得ない分析・試験・加工等を行うために必要な経費	・農林水産物の加工を委託する経費、調査等を委託する経費を含む。 ・ブランドマークシールやラベルデザインの制作を依頼する経費を含む。 ・事業実施主体の構成員に対して払う委託費は対象外とする。
謝金	必要な専門的知識及び知見の提供、資料・情報の収集や提供等を行った人又は組織に対する謝礼に必要な経費	・コーディネーターや検討会における有識者に対する謝金を含む。 ・事業実施のための通訳に係る経費等も含む。 ・単価は、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定するものとする。 ・事業実施主体の構成員に対して払う謝金は対象外とする。
旅費	事業実施主体が行う各種活動の実施に必要な旅行に要する交通	・コーディネーター、専門家等の招へいに要する経費等も含む。

	費、宿泊費などの経費（宿泊を伴う研修は対象外）	・ 交通費は、公共交通機関を利用した場合の費用とする。 ・ 社会通念上必要と認められる額とする。 ・ 日当又は食事代に相当するものは対象外とする。
その他	輸送料、通信費、送金手数料、文献・資料等購入費、特許・実用新案等の出願費・許諾費などの他の費目に該当しない、事業実施のために必要な経費	